

# 検査管理者の配置について

検査実施には、**検査管理者**を定める必要があります。

**①** 及び **②** が検査管理者が理解すべき主な内容です。

資格要件なし

薬剤師等の医療従事者である必要はありません。

主なものを抜粋しています。詳細は、後日、府ホームページで掲載予定の「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」(第一号事業)、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」(第二号事業)を参照してください。

## 1 事業別の主な留意事項

### (第一号事業) 唾液採取の立会い

#### 事前準備

#### ○唾液採取容器の使用方法等の確認

検査機関の指示に従い、採取容器の使用方法、使用期限、採取後に検査機関へ送付する際の梱包方法、検査依頼の方法等を把握しておく。

#### 立会い

#### ○検査管理者が自己採取(唾液)の立会い

- ・検体採取スペースで、手袋等の感染対策を講じて、検査管理者が採取を立会う。
- ・検査機関への送付に必要な梱包は受検者が行うように指示する。

#### 立会い後

#### ○検査機関へ送付するまで、検体を適切に保管

### (第二号事業) 鼻腔拭い液採取の立会い・検査

#### 事前準備

#### ○検体採取、検査・判定方法を理解

- ・「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」や「理解度テスト」を用いて研修する。
- ・体外診断用医薬品を購入し、使用方法、使用期限等を確認する。

#### 立会い

#### ○検査管理者が自己採取(鼻腔拭い液)の立会い・検査

- ・検体採取スペースで、手袋等の感染対策を講じて、検査管理者が採取を立会う。
- ・キットの使用法を受検者に指示しながら、検査実施を立会う。

#### 立会い後

#### ○検査結果の判定は検査管理者が実施



医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について(厚労省)

## 2 共通の主な留意事項

#### ○受付にあたっての説明内容(受付には本人確認が必要)

検査機関又は検査管理者から結果通知されること、本結果は診断結果を示したものではないこと、陽性時の対応、陰性時の注意点等、受検者へ説明する内容を把握。

#### ○結果通知書の発行方法等

- ・第一号事業の場合は検査機関が発行(陽性時は検査機関から受診勧奨)
- ・第二号事業の場合は実施事業所が発行(陽性時は実施事業所から受診勧奨)

#### ○検体採取スペース内の適切な消毒方法

受検者の飛沫が付着したなど汚染の可能性があるパーティション等は、消毒用エタノール等で適切に消毒。



新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚労省)

#### ○検体採取等で生じる廃棄物の処理方法

各製品の説明書等を参照するとともに、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をし、事業所所在地の市町村や廃棄物回収業者へ確認の上、適切に廃棄